

## 《浦和支部各種日当・作業手当等の支払い規程》

浦和支部の活動に際し実費領収書以外にて支出する金額は以下を基準とし支出するものとする。

- |                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 役員等定額旅費（1日1回4時間程度の拘束まで）       | 4,000円         |
| 理事会、部長会、部会等の会議に参加した場合            |                |
| 支部事業の準備・運営に参加した場合                |                |
| 慶弔交際、会費督促、役所訪問等公務に要した旅費          |                |
| 2. 作業手当                          | 上限4,000円       |
| 事業活動に必要な作業と正副支部長又は部長が判断した作業に支払う。 |                |
| 3. 市民相談員日当（1回）                   | 5,000円         |
| 4. 行政書士制度広報月間無料相談会日当（1日）         | 6,000円         |
| 5. 会議等会場費（会員事務所使用の場合1回）          | 2,000円         |
| 6. 印刷・通信費（コピー1枚、FAX1回ほか）         | モノクロ10円、カラー50円 |

### 附 則

この規程は、令和3年12月10日より適用する。